

#### 4. 土地の形質の変更に伴う措置の内容

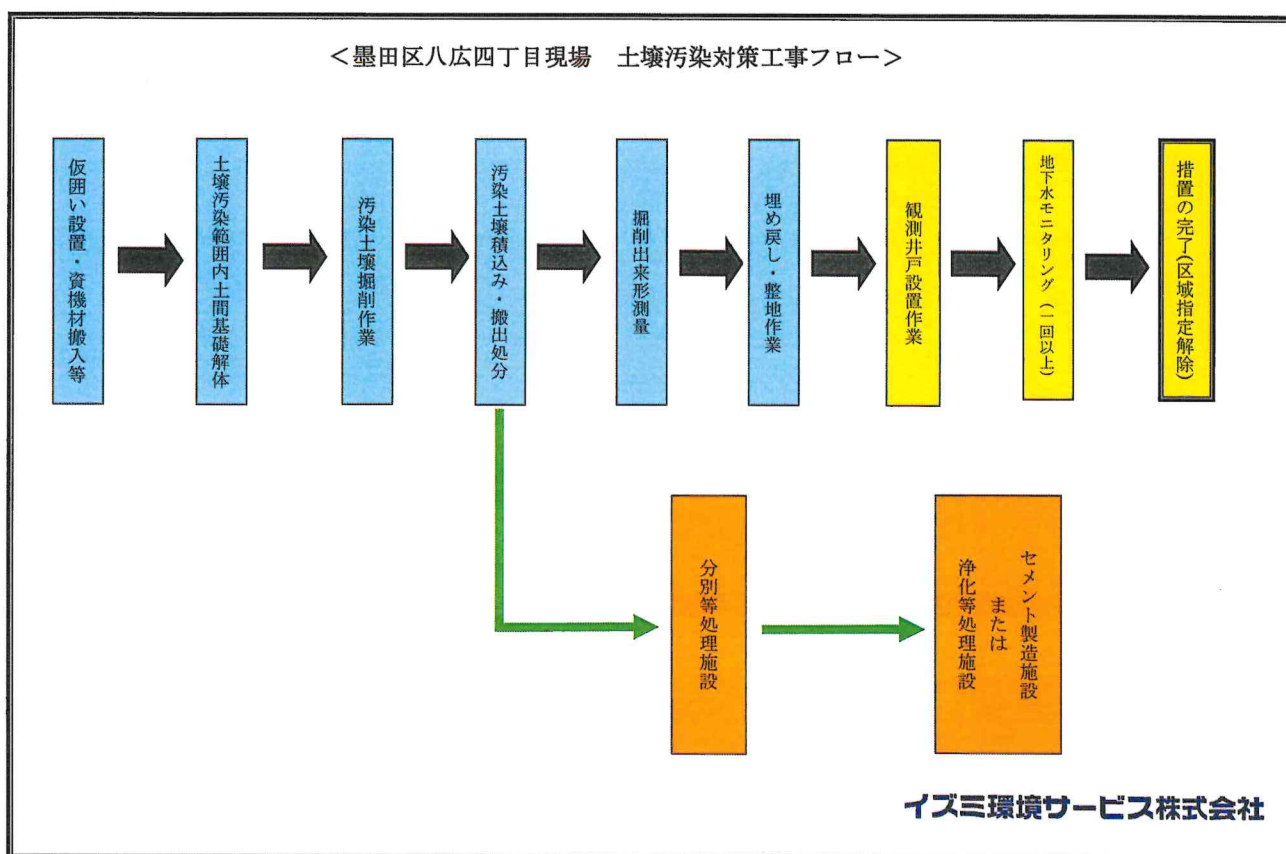
本措置対策は法施行規則第 53 号各号に定める基準に則して実施することとする。

##### 4-1 措置の種類および措置の実施フロー

対象地における措置の種類及び措置の実施フローを下記にまとめる。

###### 1) 掘削除去措置（掘削除去後場外搬出処分）

第二種特定有害物質による土壤汚染が存在している対策区画の汚染土壤について、処分先として計画している汚染土壤処理施の受入れ条件にあわせて掘削除去し、搬出・処分する。



3) 施工会社 : イズミ環境サービス株式会社

4) 汚染土壤の搬出先 : 汚染土壤処理施設(分別等処理施設または浄化等処理施設)  
※別途、法 16 条の届出予定

## 4-2 措置の方法

### 1) 掘削除去措置

#### ①掘削除去措置（掘削除去後場外搬出処分）の方法及び手順

- 1 対策範囲の土間基礎を解体撤去する。
- 2 対策範囲を調査起点より測量し、対策区画を明確にする。
- 3 土壌掘削作業については次のとおり実施する。
  - ・対象地内にみだりに人が立ち入ることを防止及び作業中における近隣への飛散防止のため敷地境界部に仮囲い等を設置する。
  - ・運搬車両や重機等への汚染土壌の付着を防止するため、現場内に敷き鉄板を敷設する。なお、汚染土壌が付着した場合は敷地内にてタイヤ洗浄等を行い、周辺への影響を防止する。
  - ・汚染土壌の掘削は、Appendix-12 に定める基準に則して実施する。
  - ・掘削にあたり、対策区画境界部について帯水層内の地下水汚染の拡大防止及び土砂等の崩落を防止するため、必要に応じて山留めを設置する。
  - ・第二種特定有害物質による土壌汚染が存在している各対策区画の汚染土壌について、処分先として計画している汚染土壌処理施設の受け入れ条件にあわせて地表から各対策深度まで汚染土壌を全量掘削し、ダンプ車により搬出する。
  - ・対象地から搬出された汚染土壌の運搬については、ダンプ車により保管施設まで汚染土壌を運搬し、つぎに保管施設から船舶による海上運搬により汚染土壌処理施設まで汚染土壌の搬出を行い、汚染土壌処理施設にて適正に処分する。なお、運搬時における飛散防止のため、陸上運搬においては荷台全面シート掛け、海上運搬においては船倉にハッチカバーのある船舶を使用する。
- 4 対策深度までの掘削を終了後、掘削出来形測量(レベル測量、写真撮影等)を行い、汚染土壌の除去確認をする。
- 5 掘削出来高測量による汚染土壌の除去確認後、「環境省告示第6号」による基準に適合している土壌(以下、「清浄土」という)により埋め戻し・整地を行う。  
なお、掘削中に浸出水等の発生が確認され作業が困難となった場合は貯留タンクを設置し、水中ポンプ等により揚水後、関係機関と協議の上、関係法規に則り排水または産業廃棄物として適正に処分する。

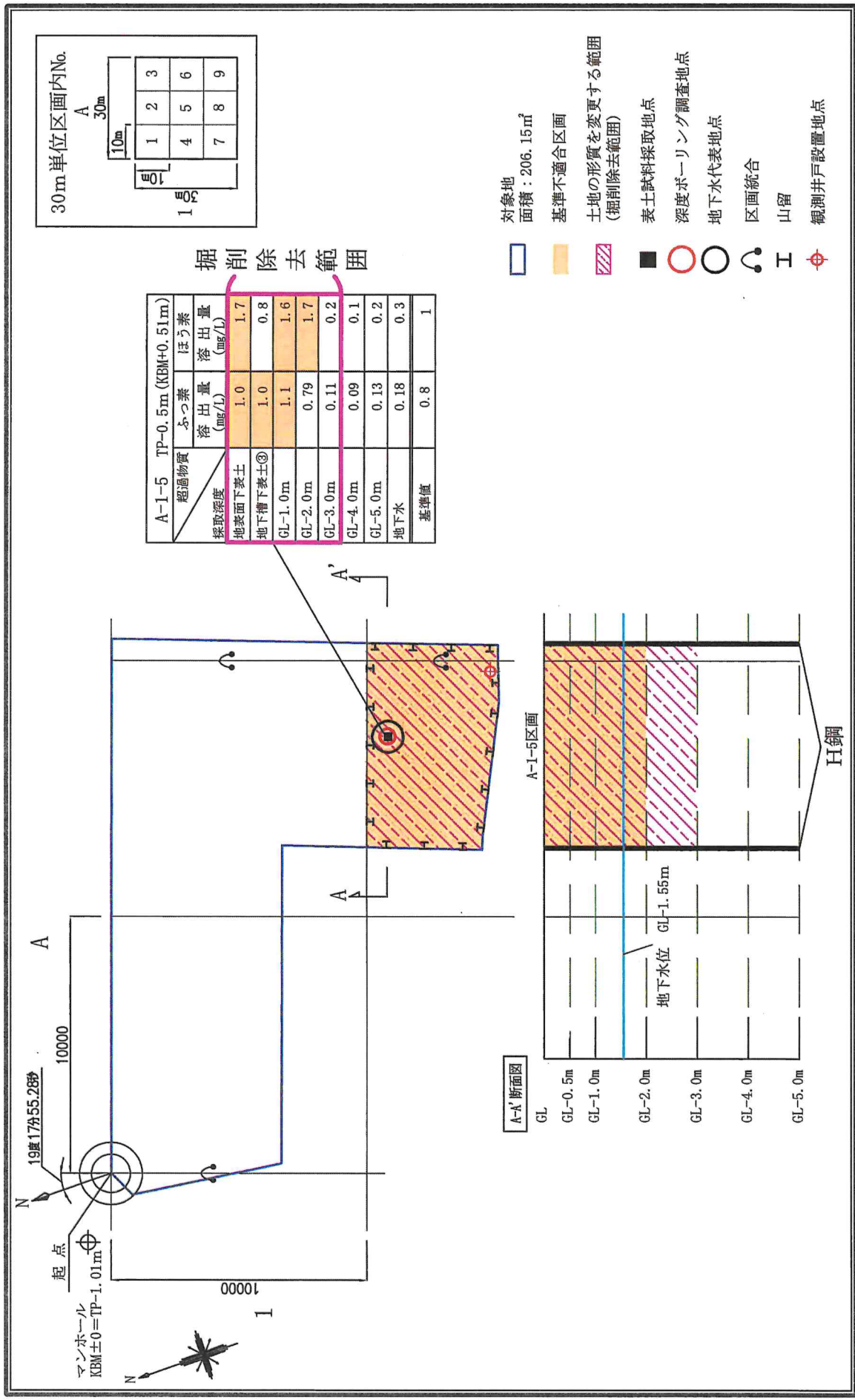


図-3-1 土地の形質の変更をしようとする要措置区域等の状況を明らかにした平面図及び土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図及び断面図（掘削除去措置）



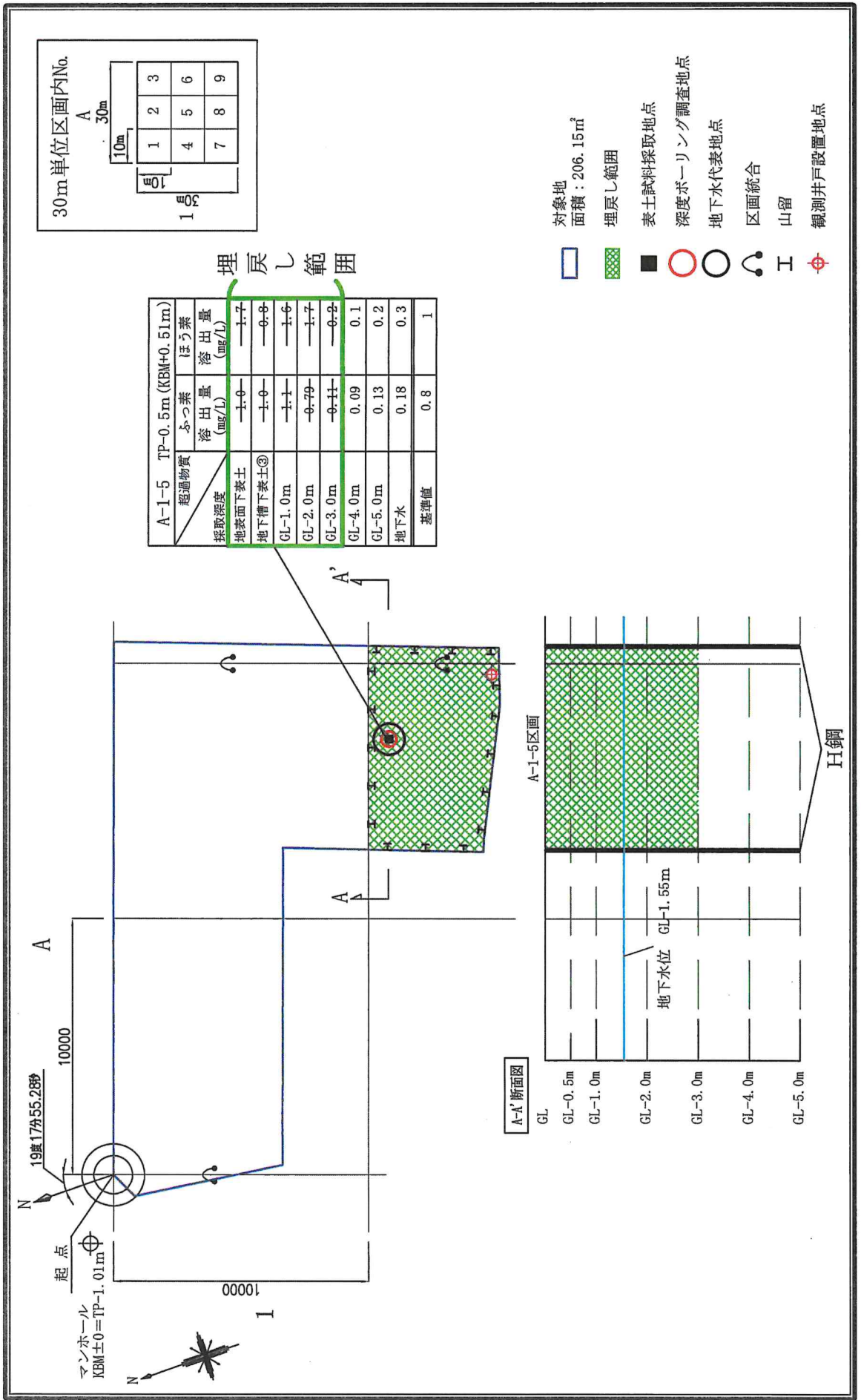


図-3-3 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

## ②汚染土壌の処分方法及び処分先

対策区画内の汚染土壌の処分は、以下のとおり計画している汚染土壌処理施設の受入条件に合わせ、処理委託を行い、適正に処分する。

### 【汚染土壌処理施設名称及び所在地】

処 分 先： 株式会社東立テクノクラシー瀬戸事業所（分別等処理施設）

愛知県瀬戸市山路町 87 番 3 外

<許可番号> 第 02310010003 号 <処理方法> 分別処理

### 【汚染土壌保管先名称及び所在地】

(東京都～神奈川県区間)

a.日栄産業株式会社

東京都大田区京浜島 3-5-2

b.東洋埠頭株式会社

神奈川県川崎市川崎扇町 13-1

c.日興サービス株式会社

神奈川県川崎市川崎区大川町 1-10

(神奈川県～愛知県区間)

愛知海運株式会社八号地現業所

⇒ 愛知県名古屋市港区船見町 57 地先

## ③汚染土壌の搬出・運搬方法

- ・対象地より保管施設までの汚染土壌の搬出については荷台を全面シート掛けしたダンプ車により陸上運搬する。

次に第一次保管施設から汚染土壌処理施設までは船倉にハッチカバーのある船舶により海上運搬し第二次保管施設へ搬入する。

最後に第二次保管施設より汚染土壌処理施設まで陸上運搬する。

- ・搬出汚染土壌は管理票により管理し、運搬車両ごとに携帯し処分先へ提示する。

### 4-3 水質測定

措置対策後の浄化確認として、対象地周辺における水位標高等より本対策範囲内地下水  
 水下流側と考えられる位置に設置した観測井戸より地下水を採取・測定し、地下水基  
 準に適合した状態であることを確認する。

地下水の水質測定計画を下記の表-2 及び図-4 にまとめる。

表-2 地下水の水質測定計画

水質測定計画項目	内 容
水質測定の対象	地下水質、地下水位
対象物質	ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
水質測定地点	本対策範囲内地下水下流側
水質測定頻度	年1回以上
測定方法	公定法
測定者	イズミ環境サービス株式会社
管理基準値	ふっ素及びその化合物：0.8 mg/L、ほう素及びその化合物：1 mg/L

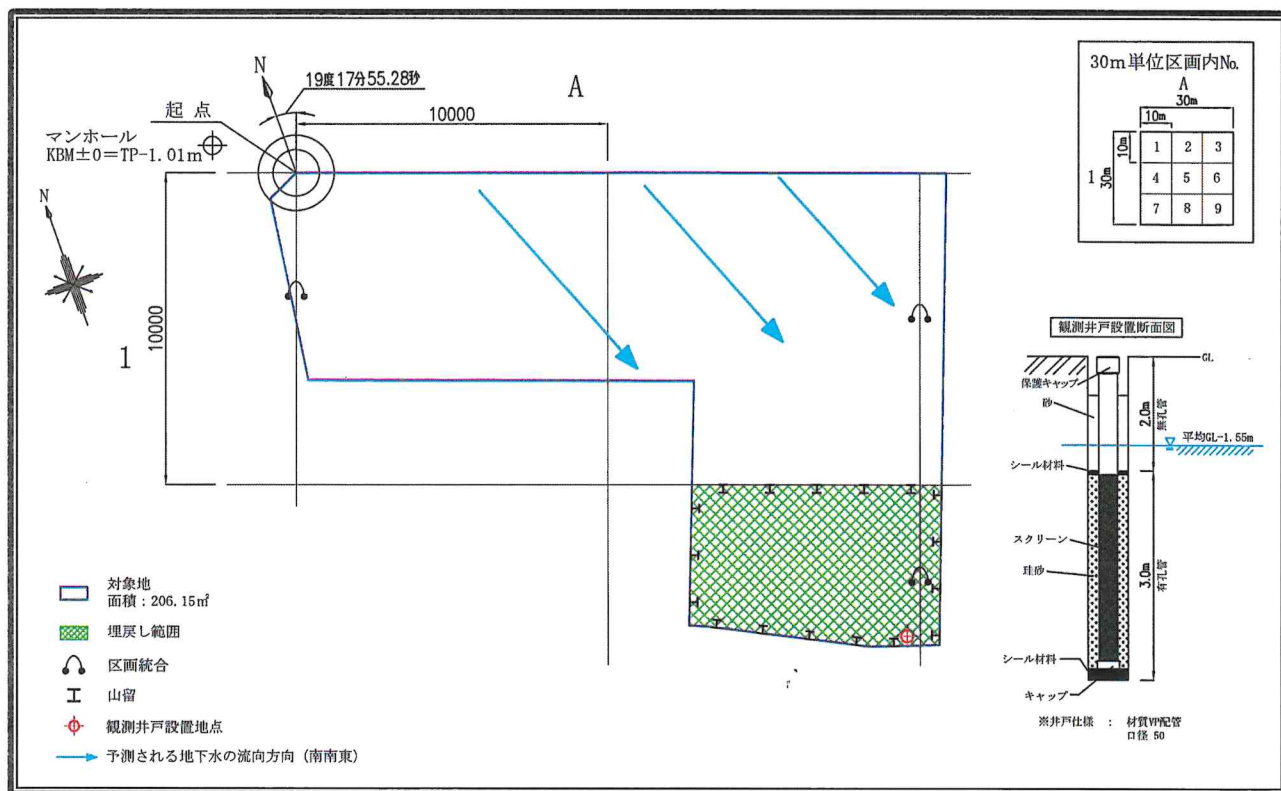


図-4 観測井戸設置平面・断面図